

空き店舗への出店支援

商店街×挑戦者に表彰や奨励金

立川市振連

立川市商店街振興組合は、空き店舗のある商店街の活性化を図るべく、立川市の新たな空き店舗活用を推進する。この取り組みの一環として、市振連と連携し、立川市商店街に活用された空き店舗の出店計画を表彰し、表彰金や奨励金を支給する。

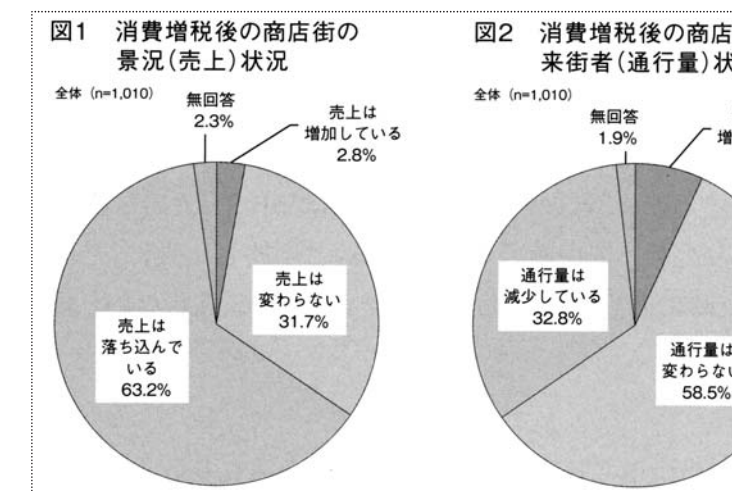
「魅力ある店舗づくり」をテーマに、立川市商店街に活用された空き店舗の出店計画を表彰し、表彰金や奨励金を支給する。この取り組みの一環として、市振連と連携し、立川市商店街に活用された空き店舗の出店計画を表彰し、表彰金や奨励金を支給する。

10%時「悪化」7割 消費増税に伴う影響調査

全振連

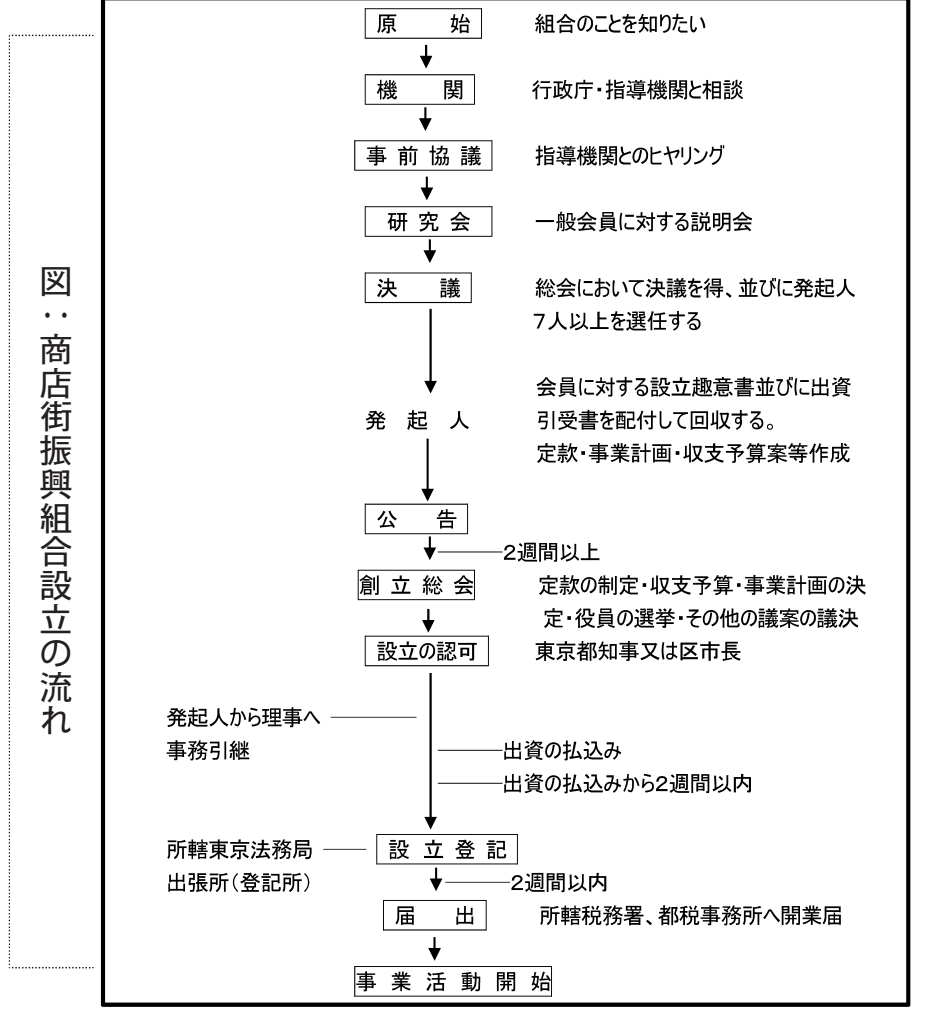
全日本商店街振興組合連合会(全振連)は、平成26年度消費増税に伴う影響調査の結果を発表した。調査は、平成26年4月からの消費増税10%への引き上げによる影響を調査した。調査の結果、消費増税10%への引き上げによる影響は悪化する傾向にあることが明らかになった。

調査の結果、消費増税10%への引き上げによる影響は悪化する傾向にあることが明らかになった。調査の結果、消費増税10%への引き上げによる影響は悪化する傾向にあることが明らかになった。



商店街振興組合設立の手引き

<1>



商店街振興組合の概要

◆商店街振興組合とは
商店街振興組合(以下「組合」という)とは、商店街が形成されている地域で、小売商業、飲食業、サービス業、その他の事業者などが団結し、共同で経済事業と地域の環境の整備改善を行いながら、商店街の振興発展と各店員の繁栄をはかるための法人組織です。

◆なぜ商店街振興組合をつくるのですか
大型店の進出や消費者ニーズの多様化、さらに価格競争の激化など厳しい状況により、近年、商店街の衰退が全国的な問題としてクローズアップされています。こうした現状に対応して、活路を切り開いていくためには、商店街が一丸となって、環境整備事業や販促促進事業を積極的に展開し、地域住民に広く支持される「魅力ある街づくり」を推進する必要があります。

1. 商店街振興組合設立3要件

- 商店街振興組合の設立の要件としては、①地区の要件、②組合員の要件(資格)、③構成上の要件—の3つを備えることが必要である。
- 地区の要件(法第6条、7条)
部内において、商店街振興組合の地区を設定するうえでのチェックポイントは、次のとおり。
(1) 小売商業(飲食業を含む)、サービス業を営む者が30人以上近接して、商店街を形成していること。
(2) 他の商店街振興組合の地区と重複しないこと。
※組合の地区については、小売商業(飲食業を含む)者、サービス業者が30人以上近接して商店街を形成していれば、おおむね既存商店街の地域をあてはめて設定できるが、その設定に際しては、事前に行政庁と協議し、定款には「〇〇町〇丁目〇番〇号から〇番〇号まで」、あるいは「〇〇町〇丁目〇番〇号から〇番〇号まで(〇番〇号を除く。)」のように明確かつ詳細に記載しなければならない。
なお、このように地番で表示しても、例えば、表通りに面した商店街を商店街振興組合の地区として設定するような場合には、裏側の関係のない地区まで含まれること、他の商店街振興組合と隣接したり、複雑に入り組んでいる場合には、地区の重複も起きかねないので注意が必要である。このため、道路に面する地番により地区を設定する場合は、「〇〇町〇丁目〇番〇号から〇番〇号までのうち、〇〇通り(区道〇号線)に面する区域」のような記載をする。
(3) 商店街が形成されている地域の大部分が区及び市(三鷹市、調布市、小金井市は除く。)の区域内にあること。
- 設立しようとする組合の地区が、区部以外の商工会議所又は商工会の地区と一部でも重なる場合は、その商工会議所又は商工会と調整を図ること。
- 他の県にまたがらないこと。

2. 組合員の資格(法第8条)

組合員資格を有するのは次の者である。
(1) 地区内における小売商業(飲食業を含む)及びサービス業、その他のすべての営利事業者
商店街振興組合では、商店街の中心をなす小売商業(飲食業を含む)・サービス業はもちろんであるが、それ以外でも、地区内における「事業を営む者(営利事業者)」には、製造業や大企業などであっても、必ず組合員資格をあたえなければならない。定款で営利事業者を選別して組合員資格をあたえないように定めることはできない。商店街振興組合にある一定の地域における異なる事業者がすべて力をあわせてその地域の振興とみずから事業の発展を図るための組織体だからである。

(2) 定款で定めるとき営利事業者以外の者
商店街振興組合において「事業を営む者」とは、営利の目的をもって事業を反復継続して行う者を意味し、農漁民などの第一次産業に属する事業者、弁護士・計理士・医師などいわゆる自由職業に属する者、事業協同組合・農協協同組合・消費生活協同組合といった営利を目的としない各種の組合などは「事業を営む者」にはあてはまらないので、これらの非営利事業者を組合員にするためには、定款に「事業を行う者」を有資格者として明記しなければならない。
さらに、必要に応じて、事業者以外の居住者などにも、定款で「組合の地区において居所を有する者」と記載すれば、組合員資格をあたえることができる。
したがって、定款の定め方いかんによっては、地域の環境整備事業の遂行のため、商店街振興組合の地区内に店舗、事務所、事業場その他の事業施設を有する事業者、土地建物等の不動産所有者、地上権賃借権等の権利を有する者など、その地区に何らかの関係のある者に対しては、すべて組合員資格をあたえることができる。
しかし、組合員資格の範囲を広げすぎると、次に述べる「構成上の要件」を満たすことができず、設立が困難になるので、注意が必要である。
なお、(1)、(2)のいずれの場合でも、組合員たる者は、法人個人を問わない。法人として組合員になれるのは法人自体であり、法人の代表者ではない。個人の事業者の場合は、名義上の事業主である。(例えば、実際に経営しているのは子息であっても、店が父親名義であれば、加入できるのは父親)。法人格のない任意団体はそれ自体として組合員になれないが、「事業を営む者」や「定款で定める者」と認められれば、代表者個人名で加入できる。

3. 構成上の要件(法第9条)

商店街振興組合の組合員資格を有する者は、前述のように、その地区内の小売商業(飲食業を含む)、サービス業を中心とするすべての営利事業者であり、さらに、定款で定めれば、これ以外の者にも組合員資格を与えることができる。しかし、いかなる範囲の者に組合員資格を認めている場合であっても、次の二つの構成上の要件を満たしていなければ設立できない。
(1) 組合員資格を有する者の3分の2以上が組合員となること。
振興組合の行う事業(特に環境整備事業)は、できる限り多数の事業者等が地域ぐるみで行わなければならない十分な成果が期待できないことから、最小限度この程度の組織率を備えていなければならないとしたものである。
(2) 総組合員の2分の1以上が小売商業(飲食業を含む)・サービス業者であること。
商店街は通常、小売商業(飲食業を含む)者及びサービス業者が店舗を連ねてショッピング地域を形成しているものであるから、この要件を設けることによって、商店街振興組合の組織上の方向を明らかにしたものである。
※詳しくは、東京都商店街振興組合連合会または所轄の区市担当部署までお問い合わせください。

水道水とミネラルウォーターの飲み比べを体験しよう!

参加された方には、記念品をプレゼント!

Tap water VS Bottled water

東京水 飲み比べ キャンペーン

Taste-test campaign

10月中旬に、都内2ヶ所で水道水とミネラルウォーターの飲み比べイベントを実施します。東京の水道水の魅力を、ぜひ実感してください!

10月 3日(土) 東京タワー(港区)
10月24日(土) 新宿芸術天国2015 / 新宿東口モア4番街(新宿区)

1等: フリップス フラフライヤー
2等: ネスカフェ ゴールドブレンド パリスタ
3等: ニンテンドー3DS
ティアール 電気ケトル アプレシアプラス0.8L

イベント会場で「タップウォーター スクラッチクイズ」に挑戦! 全問正解した方は、プレゼントが当たる抽選会に参加できます!

東京都水道局 <http://www.tokyo-water.info>